

倫理規定

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんまる（以下、「当法人」という）のすべての役員及び従業員が遵守すべき倫理基準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、当法人のすべての役員及び職員に適用する。

(基本的態度)

第3条 役員及び従業員は、当法人の役員及び職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当法人と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。また、関連法令及び当法人の定款、倫理規定その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 当法人の役員及び職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。また、役職員は、取引先などから、社会常識を超える接待を受け、または金銭・物品を受け取ってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条

(1) 当法人の役員及び職員は、その職務の執行に際し、本法人と利益が相反する可能性がある場合は、直ちにその事実を当法人に対し開示し、その他当法人が合理的に要請する手続きに従わなければならない。

(2) 当法人は、利益相反に該当する事項について、定期的に役員及び職員の自己申告を実施した上で、内容確認を行い、迅速な発見及び是正を図るものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 当法人の役職員及び職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条

当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、税務資料等を積

極的に開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 8 条

当法人の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利を尊重しなくてはならない。

(研鑽)

第 9 条

当法人の役員及び職員は、前文に示される当法人の目的実現のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 10 条

当法人は、必要があるときは、理事会の決定に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監視する。

(細則)

第 11 条

本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

(改廃)

第 12 条

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。